特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 46 | 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事 務 基礎項目評価書【令和7年9月22日終了】 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和7年10月10日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

| 」 | |
|----------------|---|
| 1. 特定個人情報ファイルを | と取り扱う事務 |
| ①事務の名称 | 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務 |
| | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け様々な困難に直面した方々に対する生活・暮らしの支援等のため、低所得世帯(住民税非課税世帯等)の世帯主に対して以下の給付金を支給する。 |
| ②事務の概要 | ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金【令和4年12月31日終了】 ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【令和5年3月31日終了】 ・広島市価格高騰重点支援給付金 |
| ③システムの名称 | 福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル | ž |
| 住民税非課税世帯等臨時特別 | 給付金照会対象者ファイル |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第1項 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務及び情報を定める命令 第七十四条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第十条 |
| 4. 情報提供ネットワークシ | ステムによる情報連携 |
| ①実施の有無 | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における | |
| ①部署 | 健康福祉局健康福祉企画課 |
| ②所属長の役職名 | 健康福祉企画課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・ | 訂正・利用停止請求 |
| 請求先 | 広島市公文書館 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 TEL(082)243-2583 |
| 8. 特定個人情報ファイルの | の取扱いに関する問合せ |
| 連絡先 | 広島市健康福祉局健康福祉企画課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL(082)504-2144 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | 用 []適用した |
| 適用した理由 | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|----------|-----------------|-------------|---|---|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1万人以上10万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| | いつ時点の計数か | 令和6年5月13日 時点 | | | | | |
| 2. 取扱者 | 2. 取扱者数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満] |] | <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満 | | |
| | いつ時点の計数か | | 16年5月13日 時点 | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし | | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | | |
|---|---------|-----------------|------------|--|------------------|---------|--|
| 2)又は3)を選択した評価実施 | 項目評価書 |] ては、それぞれ | 重点項目評価書又 | <選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 は全項目評価書において | 書及び重点項 書及び全項目 | 評価書 | |
| されている。 | | | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | | 十分である |] | <選択肢> <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [| 十分である | 1 | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | り取扱いの記 | 委託 | | | []委託 | しない | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [| 十分である | 1 | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 〒(委託や情報 | 最提供ネットワー | -クシステムを通じた | ≿提供を除く。) | [〇]提供 | ・移転しない | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [| |] | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの | 接続 | 1 |]接続しない(入手) | [〇]接続し | しない(提供) | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である | 1 | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [| | 1 | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | | |
|-----------------------------|----------------------------------|-------|---|--|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 8. 人手を介在させる作業 | 8. 人手を介在させる作業 [O]人手を介在させる作業はない | | | | | |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | [| |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 判断の根拠 | | | | | | |

| 9. <u>監査</u> | | | | | | | |
|----------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | | | | | | |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | | | | | |
| 11. 最も優先度が高いと考 | えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する | | | | | | |
| 最も優先度が高いと考えられ る対策 | [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | | | | | | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | | | |
| 判断の根拠 | 各種システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる二要素認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | | | | | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|--|------|-----------|
| 发史口 | - 現口 | 変更削い記載 | 表 足 後 の 記 戦 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化す | 徒山时期 | 佐山时朔に旅る武功 |
| 令和4年11月7日 | 1 | 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受け、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の給付を行う。 | る中、その影響を受け、様々な困難に直面した 方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を受 けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1 世帯当たり10万円の臨時特別給付金を給付す る。また、電力・ガス・食料品等の価格高騰によ る負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい 低所得世帯(住民税非課税世帯等)の世帯主に 対して1世帯当たり5万円の電力・ガス・食料品 等価格高騰緊急支援給付金の給付を行う。 | 事後 | |
| | II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計算か | 令和4年4月1日 | 令和4年9月30日 | 事後 | |
| | II しきい値判断項目 2 対象人数 いつ時点の計算か | 令和4年4月1日 | 令和4年9月30日 | 事後 | |
| 令和5年4月28日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要 | 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受け、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を給付する。また、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)の世帯主に対して1世帯当たり5万円の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付を行う。 | 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受け、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を給付する。また、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増等を踏まえ、特に家計への影響等が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)の世帯主に対して以下の給付金を給付する。・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯当たり5万円)・令和5年度広島市価格高騰重点支援給付金(1世帯当たり3万円) | 事前 | |
| | II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計算か | 令和4年9月30日 | 令和5年4月20日 | 事前 | |
| | II しきい値判断項目 2 対象人数 いつ時点の計算か | 令和4年9月30日 | 令和5年4月20日 | 事前 | |
| 令和5年11月24日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を給付する。また、電力・ボス・会料 日第の歴教 宣勝によ | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け様々な困難に直面した方々に対する生活・暮らしの支援等のため、低所得世帯(住民税非課税世帯等)の世帯主に対して以下の給付金を給付する。 ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金【令和4年12月31日終了】・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【令和5年3月31日終了】・令和5年度広島市価格高騰重点支援給付金 | 事前 | |
| | II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計算か | 令和5年4月20日 | 令和5年11月20日 | 事前 | |
| | Ⅱ しきい値判断項目 2 対象人数 いつ時点の計算か | 令和5年4月20日 | 令和5年11月20日 | 事前 | |
| 令和6年5月31日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 支援等のため、低所得世帯(住民税非課税世帯等)の世帯主に対して以下の給付金を給付す | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け様々な困難に直面した方々に対する生活・暮らしの支援等のため、低所得世帯(住民税非課税世帯等)の世帯主に対して以下の給付金を給付する。 ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金【令和4年12月31日終了】・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【令和5年3月31日終了】・広島市価格高騰重点支援給付金 | 事前 | |
| | Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計算か | 令和5年11月20日 | 令和6年5月13日 | 事前 | |
| 令和6年5月31日 | II しきい値判断項目 2 対象人数 いつ時点の計算か | 令和5年11月20日 | 令和6年5月13日 | 事前 | |
| 令和7年10月10日 | 評価書名 | 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 の支給事務 基礎項目評価書 | 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 の支給事務 基礎項目評価書【令和7年7月31 日終了】 | 事後 | |
| 令和7年10月10日 | IV リスク対策-8. 人手を介在させる作業 | - | 記載事項の追加 | 事後 | |
| 令和7年10月10日 | IV リスク対策-11. 最も優先 度が高いと考えられる対策 | | 記載事項の追加 | 事後 | |
| 令和7年10月10日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | の番号の利用等に関する法律第九条第1項 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第1項別表135の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第七十四条 | 事後 | |